

令和6年度徳島県奨学生事前募集の手引き

徳島県教育委員会

1 趣 旨

徳島県奨学金は、勉学に意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な高校生等及び高等専門学校生に対して奨学金を貸与する制度です。

令和6年度に高等学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）並びに高等専門学校に進学予定の中学3年生で、入学後に奨学金の貸与を希望する人に対して、事前募集を行います。

2 募集期間

各中学校が指定する申込締切を守ってください。

締切（令和 年 月 日）

3 申請要件

- (1) 県内に住所を有する者の子であること。
なお、父及び母がともにいない場合は、その子が県内に住所を有すること。
- (2) 高等学校等又は高等専門学校に進学を予定していること。ただし、通信制の課程は除く。
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること。
- (4) 次の修学資金等を受給しないこと。
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による修学資金
 - ・徳島県社会福祉協議会が行う修学資金
 - ・徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の規定による修学奨励金
 - ・日本学生支援機構の奨学金（高等専門学校に進学する者のみに該当）

4 奨学金の内容

(1) 貸与月額

区 分		国 公 立	私 立
高等学校 専修学校高等課程 特別支援学校高等部 中等教育学校の後期課程	自宅通学	18,000円 13,000円 8,000円	30,000円 20,000円 10,000円
	自宅外通学	23,000円 18,000円 13,000円	35,000円 25,000円 15,000円

区 分		国 公 立	私 立
高等専門学校	第1～3学年	18,000円 13,000円 8,000円	35,000円 25,000円 15,000円
	第4～5学年	43,000円 33,000円 23,000円	51,000円 40,000円 30,000円

※ 貸与月額については、申請時に選択した貸与額から原則として変更できません。ただし、通学区分や学校区分が変わった際には、その限りではありません。

(2) 貸与期間

令和6年4月から、高等学校等又は高等専門学校の正規の修業年限が終了する月までです。

(3) 利息の定め

無利息です。

ただし、返還期日までに返還しない場合は、延滞利息（年3%）を徴収する場合があります。

(4) 返還（貸与終了後）

- ① 奨学金は、卒業後又は辞退・退学等により貸与が終了した後、必ず返還しなければなりません。
- ② 返還は、卒業後又は貸与決定を取り消された月の翌月から起算して6か月を経過した後、20年以内に返還しなければなりません。
- ③ 返還方法は月賦、半年賦、年賦又は一括から選択できます。
- ④ 返還総額及び月賦金額の例は別表2（本手引き6ページ）のようになります。
- ⑤ 災害、盗難、疾病、負傷、失業、生活困窮、進学等により奨学金を返還することが困難な場合は、返還が猶予される場合があります。この場合、返還猶予を希望する年度に発行された、診断書、離職票又は雇用保険受給資格者証の写しなど、事由を証明する書類が必要となります。

返還猶予は、借用証書等の提出による返還手続きが完了した後に手続きすることができます。

※ 奨学金の貸与終了後の書類について

貸与終了後、返還開始手続きを行うこととなります。必要な書類は次のとおりです。

- ①奨学金借用証書（「連帯保証人」及び「保証人」の自署押印が再度必要）
- ②その他 必要に応じた関係書類（口座振替届出書、送付・連絡先届等）

5 事前申請手続

以下の書類を在学する中学校へ提出してください。

ア 奨学金貸与事前申請書〔様式第4号〕

- イ 県内に住所を有する者の子であることを証明する書類
住民票（※ 生計をともにする世帯全員の住民票が必要。）
- ウ 市町村長が発行する**所得証明書（最新のもの）**
源泉徴収票は不可
（※ 生計をともにする世帯全員の証明書が必要。ただし、修学中の者は除く。）
- エ **特別控除確認用書類**
例：学生証の写し、障害者手帳の写し 等
（※ 特別控除の事情毎の確認用書類を添付してください。ただし、就学を理由とする特別控除の場合、義務教育を受けている者については、生年月日により確認できますので書類添付の必要はありません。ただし、高等学校以上の者については、学生証の写し等の書類添付が必要です。
また、令和5年度をもって高等学校等を卒業する方についても、特別控除の対象にはなりません。確認のため学生証の写し等を添付してください。）

6 申請の審査結果

申請の審査結果は、書面により、令和5年12月中に在学する学校を通して通知する予定です。

7 本採用申請手続

- (1) 審査の結果、奨学生採用候補者に決定された者（以下「採用候補者」という。）には、高等学校等入学後に行う奨学生本採用申請の書類を併せて送付しますので、進学先が決定次第、本採用申請手続きの準備を行ってください。
○県内の学校に進学した場合：
進学先の学校が指定する期日までに、進学先の学校に御提出ください。
○県外の学校に進学した場合：
県教委が指定する期日までに、直接当課担当に御提出ください（郵送又は持参）。
- (2) 高等学校等又は高等専門学校へ入学後に行う本採用手続きには、次の書類等が必要となります。

- ア 奨学金貸与申請書〔様式第1号その2〕（連帯保証人及び保証人の設定が必要）
イ 誓約書〔様式第3号〕（連帯保証人及び保証人の自署押印が必要）
ウ 誓約書に添付する連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書
エ 保証人の所得証明書
（※生計を一にしない人を連帯保証人に設定した場合は、連帯保証人の所得証明書も必要）
オ 生徒本人名義の銀行口座（奨学金の振込口座となります。但し、「ゆうちょ銀行」以外。）

- (3) 連帯保証人及び保証人について
本採用手続きには、「成年者で独立の生計を営む者」であって、所定の要件を満た

す連帯保証人と保証人の設定が、必ず必要です。

※「連帯保証人」「保証人」とは

連帯保証人は、債務者(奨学生)と同様の債務を負います。返還が滞った場合は、たとえ奨学生本人に支払能力や財産があつたとしても、連帯保証人は請求に応じ、返還しなければなりません。

保証人は、債務者(奨学生)及び連帯保証人に支払能力や財産がない場合に、代わって支払う責任を負います。連帯保証人にはない保証人の権利として、「分別の利益」「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」があります。

(4) 県外の高等学校等へ進学が決まった場合について

県外の高等学校等は、徳島県奨学金申請に関わる事務を取り扱いません。県外の高等学校等へ進学が決まった場合は、各個人で県教委まで申請してください。

8 その他

- (1) 採用候補者が、令和6年4月に高等学校等又は高等専門学校に進学しなかった場合、進学後に本採用手続きを行わなかった場合、奨学生の採用条件を満たさなくなった場合には、奨学金の貸与を受けられません。その場合は、「奨学生採用辞退届(様式第4号の2)」を提出してください。

事前申請書提出後に奨学金の申請を辞退する場合も同様です。様式は、本手引きの最後に記載しています。

- (2) 「経済的理由により修学が困難である」とは、世帯の総所得(※)から特別控除額(5ページ別表)を引いた金額が、次の認定所得基準表に記載の金額以下になる場合です。

▼ 認定所得基準表 ▼

(単位：万円)

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	250	309	366	418	470	527	586

※ 世帯の総所得：所得証明書記載の個々の所得の合計額であり、収入額(年収)ではありません。

- (3) 奨学金の貸与予定時期は次のとおりです。

	奨学金の貸与対象月	貸与予定日
第1回目	4月～6月の3か月分	令和6年 4月30日 令和6年 5月31日
第2回目	7月～9月の3か月分	令和6年 7月31日
第3回目	10月～12月の3か月分	令和6年10月31日
第4回目	1月～3月の3か月分	令和7年 1月31日

※入金予定日が金融機関の休業日にあたる場合には直前の営業日に入金します。

※高等学校等入学後に在学申請をした場合、貸与予定月が異なります。

- (4) 奨学金の事前申請についての御質問は、在学する中学校へお問い合わせください。

別表 1 特別控除額表

(令和6年度奨学生から適用)

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯であること	99万円				
2	就学者のいる世帯であること (申請者本人の控除も右表に準じて行う)	小 学 校	31万円			
		中 学 校 (中等教育学校前期課程)	46万円			
			自宅通学	自宅外通学		
		高 等 学 校 (中等教育学校後期課程)	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		高 等 専 門 学 校 (1～3年次)	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		高 等 専 門 学 校 (4・5年次)	国・公立	43万円	72万円	
			私 立	87万円	116万円	
		大 学 ・ 短 大	国・公立	74万円	121万円	
私 立	133万円		180万円			
専 修 学 校	高 等 課 程	国・公立	39万円	69万円		
		私 立	88万円	118万円		
	専 門 課 程	国・公立	36万円	81万円		
		私 立	102万円	147万円		
3	障がい者のいる世帯であること	障がいのある人1人につき 99万円				
4	長期療養者のいる世帯であること	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために特別に支出している年間金額 (ただし、71万円を限度とする)				
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				

別表2 返還総額及び最低月賦額の目安（例）

【高等学校（全日制）の例】

	通学方法	貸与月額	返還総額 (貸与総額)	返還回数	返還年月	最低月賦額	最終回の 月賦額
国 公 立	自 宅 通 学	18,000円	648,000円	240回	20年	2,700円	2,700円
		13,000円	468,000円	174回	14年 6月	2,700円	900円
		8,000円	288,000円	107回	8年 11月	2,700円	1,800円
	自 宅 外 通 学	23,000円	828,000円	240回	20年	3,450円	3,450円
		18,000円	648,000円	240回	20年	2,700円	2,700円
		13,000円	468,000円	174回	14年 6月	2,700円	900円
私 立	自 宅 通 学	30,000円	1,080,000円	240回	20年	4,500円	4,500円
		20,000円	720,000円	240回	20年	3,000円	3,000円
		10,000円	360,000円	134回	11年 2月	2,700円	900円
	自 宅 外 通 学	35,000円	1,260,000円	240回	20年	5,250円	5,250円
		25,000円	900,000円	240回	20年	3,750円	3,750円
		15,000円	540,000円	200回	16年 8月	2,700円	2,700円

【高等専門学校の場合】…（※ 貸与期間5年とした月払いの場合）

	学 年	貸与月額	返還総額 (貸与総額)	返還回数	返還年月	最低月賦額	最終回の 月賦額
国 公 立	1～3年	18,000円	1,680,000円	240回	20年	7,000円	7,000円
	4～5年	43,000円					
	1～3年	13,000円	1,260,000円	240回	20年	5,250円	5,250円
	4～5年	33,000円					
	1～3年	8,000円	840,000円	240回	20年	3,500円	3,500円
	4～5年	23,000円					
私 立	1～3年	35,000円	2,484,000円	240回	20年	10,350円	10,350円
	4～5年	51,000円					
	1～3年	25,000円	1,860,000円	240回	20年	7,750円	7,750円
	4～5年	40,000円					
	1～3年	15,000円	1,260,000円	240回	20年	5,250円	5,250円
	4～5年	30,000円					

奨学金貸与事前申請書					
徳島県知事 殿		学校へ提出した日を記入してください。		〇〇〇〇年××月△△日	
氏名は必ず申請者(生徒)本人が自署してください。は徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳行規則第3条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申					
ふりがな	しょうがく はなこ			生年月日	〇〇〇〇年4月8日生
申請者氏名	奨学 花子			電話	自宅：088-621-3144 携帯：090-0000-0000
申請者住所	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 〇〇マンション△△号室			アパート名等も記入してください。	
在学中の学校	徳島市立 〇〇中学校				
進学を希望する学校	種別	国公立・私立		通学形態	自宅通学・自宅外通学
	所在	県内・県外		貸与希望月額	13,000 円
生計を一にする家族の状況	続柄	氏名	年齢	所得額	備考
	本人	奨学 花子	14	申請年度の4.1現在の年齢 円	〇中学校3年
	父	奨学 太郎	45	1,234,567 円	〇〇株式会社
	母	奨学 育子	42	0 円	専業主婦
	兄	奨学 英夫	1	円	△△高等学校3年, 自宅通学
				円	・勤務先の会社名 ・在学中の学校名, 学年, 通学形態 ・障がい者, 長期療養者 等の特別控除に関する事由を記入してください。 ※提出時点における内容を記入。 ※空白にせず, 必ず必要事項を記入してください。 ※詳しくは5ページを参照。
				円	
				円	
人数	4 人	合計	1,234,567 円	生計を一にする家族の合計所得額を記入してください。	
特別な事情	火災, 風水害, 盗難等の被害世帯である場合にその旨を記入してください。				
上記の申請について親権者として同意します。					
必ず, 親権者本人がそれぞれの氏名を自署してください。		親権者氏名	奨学 太郎	続柄	父
		親権者氏名	奨学 育子	続柄	母

注1 「申請者氏名」欄は、申請者本人が自署すること。
 注2 「貸与希望月額」欄は、進学を希望する学校及び通学形態の区分に応じ、貸与を希望する額を記入すること。
 注3 「年齢」欄は、この申請書を提出する年度の4月1日現在の年齢を記入すること。
 注4 「備考」欄は、次の事項を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。
 (1) 障がい者, 6月以上の長期療養者又は本人と別居している者にあつては、その旨。
 (2) 本人以外の就学者にあつては、在学する学校名及び学年。
 注5 「特別な事情」欄は、火災, 風水害, 盗難等の被害世帯である場合にその旨を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。
 注6 「親権者氏名」については、親権者(親権者がいない場合は、後見人その他の保護者)が自署すること。

様式第4号の2 (第3条の2関係)

奨学生採用辞退届 学校へ提出した日を記入してください。		○○○○年 □ 月 △△ 日
徳島県知事 殿	届出者	住所 徳島市万代町1丁目1番地 ○○マンション△△号室
奨学金貸与事前申請をした申請者(生徒)本人が自署してください。 ※保護者氏名ではありません。	氏名	奨学花子
固定電話と携帯電話の両方ある方は、全て記入してください。	電話	自宅 088-632-3144 携帯 0□0-0000-0000
徳島県奨学生採用候補者として決定されましたが、奨学金の貸与を受けることを辞退しますので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。		
決定されたときの学校	徳島市立○○中学校	奨学生採用候補者として決定されたときの中学校名を記入してください。
在学中の学校	立 学校	奨学生採用候補者として決定されたときの学校と異なる場合のみ記入してください。
辞退の理由	・ 経済的に好転したため、奨学金貸与の必要がなくなった。 ・ 生活福祉資金の貸与が決まったため。 等	
備考	徳島県奨学生採用候補者として決定された後に氏名の変更があった場合、本欄に変更前の氏名を記入してください。	

注1 「在学中の学校」欄は、徳島県奨学生採用候補者として決定されたときの学校と異なる場合に記入すること。

2 徳島県奨学生採用候補者として決定された後に氏名の変更があった場合は、「備考」欄に変更前の氏名を記入すること。

【参考】

※本採用申請時提出書類
「奨学金貸与申請書」
（様式第1号その2）

奨学金貸与申請書									
徳島県知事 殿 徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいのと、 与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書 す。									
ふりがな 申請者氏名	-----			生年 月日	年 月 日生				
申請者住所	〒			電話	自宅： 携帯：				
家族の住所	〒			電話	自宅： 携帯：				
在学中の学校	立 学校 課程				科 第 学年	類			
	通学形態	自宅通学 ・ 自宅外通学							
	入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月					
申請事項	貸与希望 月 額	円			貸与希望 月 数	月			
	高等専門学校等 円								
奨学金受取口座	金融機関名	本支店名			種目	普通			
	口座番号 (右詰め)	-----	フリガナ 名	-----					
連帯保証人	ふりがな 氏 名	-----			生年 月日	年 月 日生			
	住 所	〒			電話	自宅： 携帯：			
	続 柄	職業	-----			年収	万円		
保証人	ふりがな 氏 名	-----			生年 月日	年 月 日生			
	住 所	〒			電話	自宅： 携帯：			
	続 柄	職業	-----			年収	万円		

注1 この様式は、徳島県奨学生採用候補者として決定を受けた後高等学校等へ進学した者が貸与の申請を行う場合に使用すること。
2 「申請者氏名」欄は、申請者本人が自署すること。
3 「家族の住所」欄は、申請者と家族が住所を異にする場合に記入すること。
4 「貸与希望月額」欄は、在学中の学校、通学形態又は学年の区分に応じ、貸与を希望する額を記入すること。

金 給 状 況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金（貸与型）	受給中・決定済み・申請中・申請予定
	生活福祉資金（教育支援費）	受給中・決定済み・申請中・申請予定
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）	受給中・決定済み・申請中・申請予定
	徳島県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	受給中・決定済み・申請中・申請予定
上記の申請について親権者として同意します。		
親権者氏名		続柄
親権者氏名		続柄

注1 「他の奨学金等の受給又は申請の状況」欄は、現に貸与若しくは貸付けの決定を受け、又は貸与若しくは貸付けの申請をし、若しくは申請をする予定であるものの状況について、該当するものを○で囲むこと。
2 「親権者氏名」については、親権者（親権者がいない場合は、後见人その他の保護者）が自署すること。

※連帯保証人及び保証人は、次の要件を満たす者とする。

- ① 共通
 - ・ 成年者で独立の生計を営む者
 - ・ 貸与申請年度の4月1日に18歳以上65歳未満の者
- ② 連帯保証人
 - ・ 原則として保護者
 - ・ 生活保護受給者でないこと
- ③ 保証人
 - ・ 奨学生（連帯保証人）と別生計の者



【 参 考 】

※本採用申請時提出書類
「誓約書」
（様式第3号）

誓 約 書				
徳島県奨学金貸与条例の規定に基づき奨学金の貸与の決定を受け、金貸与申請書の記載内容及び以下の記載内容を確認し、同条例及び規則その他の規程を固く守り、学業に精励することを誓約します。返還についても、関係規程を遵守し、返還の義務を履行することを				
年	月	日		
	本 人	住 所		
	(申請者)	氏名	Ⓧ	
		学 校	立 学 校	課 程
				科 類
	連帯保証人	住 所		
		氏名	Ⓧ	
	保 証 人	住 所		
		氏名	Ⓧ	
貸与希望月額	円	(高等専門学校第4学年及び第5学年)	円	
貸与始期	年	月分	から	
貸与終期	在学する学校の修業年限の終期（それ以前に貸与を終了した場合は、その期日）まで			
貸与希望総額	円	(貸与終了時に金額が確定する。)		
返還開始時期	貸与が終了した月の翌月から起算して6月経過した後			
返還方法等	徳島県奨学金貸与条例施行規則第10条の規定により提出する借用証書の記載内容による。ただし、借用証書の提出がない場合には、知事が定める方法及び金額とする。			
徳島県知事 殿				

- 注1 「本人」については、申請者本人が自署押印すること。
 2 「連帯保証人」については連帯保証人が、「保証人」については保証人が自署押印すること。なお、押印には実印を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。
 3 連帯保証人が申請者と同一生計でない場合は、収入額が確認できる書類を添付すること。

様式第4号（第3条の2関係）

奨学金貸与事前申請書					
					年 月 日
徳島県知事 殿					
高等学校等へ進学後は徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。					
ふりがな 申請者氏名	-----			生年 月日	年 月 日生
申請者住所	〒			電話	自宅： 携帯：
在学中の 学 校	立 学校				
進 学 を 希 望 す る 学 校	種別	国公立・私立		通学形態	自宅通学・自宅外通学
	所在	県内・県外		貸与希望月額	円
生計を一にする家族の状況	続柄	氏名	年齢	所得額	備考
	本人			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
	人数	人	合計	円	
	特別な事情				
上記の申請について親権者として同意します。					
				親権者氏名	続柄
				親権者氏名	続柄

- 注1 「申請者氏名」欄は、申請者本人が自署すること。
- 2 「貸与希望月額」欄は、進学を希望する学校及び通学形態の区分に応じ、貸与を希望する額を記入すること。
- 3 「年齢」欄は、この申請書を提出する年度の4月1日現在の年齢を記入すること。
- 4 「備考」欄は、次の事項を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。
- (1) 障がい者、6月以上の長期療養者又は本人と別居している者にあつては、その旨
 - (2) 本人以外の就学者にあつては、在学する学校名及び学年
- 5 「特別な事情」欄は、火災、風水害、盗難等の被害世帯である場合にその旨を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。
- 6 「親権者氏名」については、親権者（親権者がいない場合は、後見人その他の保護者）が自署すること。

様式第4号の2 (第3条の2関係)

奨学生採用辞退届 年 月 日 徳島県知事 殿 届出者 住所 氏 名 自宅 電話 携帯 徳島県奨学生採用候補者として決定されましたが、奨学金の貸与を受けることを辞退しますので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。	
決定されたときの学校	立 学校
在学中の学校	立 学校
辞退の理由	
備考	

- 注1 「在学中の学校」欄は、徳島県奨学生採用候補者として決定されたときの学校と異なる場合に記入すること。
- 2 徳島県奨学生採用候補者として決定された後に氏名の変更があった場合は、「備考」欄に変更前の氏名を記入すること。